

安全保障輸出管理について

本学では、学術研究の健全な発展に配慮しつつ、安全保障輸出管理を適切に実施するため、必要な事項を定めています。

1. 安全保障輸出管理とは

武器や軍事転用可能な技術や貨物が、我が国を含む国際的な平和及び安全を脅かすおそれとなる国家やテロリスト等、懸念活動を行うおそれのある者にわたることを防ぐため、技術の提供や貨物の輸出の管理を行うことです。

先進国が有する高度な技術や貨物が、大量破壊兵器（核兵器、化学兵器、生物兵器、ミサイル）を開発等（開発、製造、使用または貯蔵）している国等に渡ること、また通常兵器が過剰に蓄積されることなどの国際的な脅威を未然に防ぐために、先進国を中心とした枠組みを作って、安全保障輸出管理を推進しています。

2. 大学における研究等活動と安全保障輸出管理とのかかわり

近年の大学等における教育・研究の国際化が発展する状況下では、研究成果・技術等が大量破壊兵器の開発や軍事転用可能な技術として利用される危険性も増大しており、海外の企業・研究機関等が関わる共同研究・受託研究、当該機関への技術指導、また海外からの留学生や研究員の受け入れ等が、外為法に基づく安全保障管理上の規制対象となり、法に基づいた対応が必要となります。